

耐震シェルター設置についてのご案内

設置工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！

『耐震シェルター』とは、木造住宅の1階に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり、居住者の安全を確保するものです。



耐震シェルター設置イメージ図



倒壊実験後の耐震シェルター

耐震化が必要な木造住宅に耐震シェルター設置を検討されている方に対して、設置費用の一部を助成します。

耐震シェルターを設置するときは、施工業者さんに直接依頼して下さい。

市の助成制度

対象：現在居住用で使用し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に設置する耐震シェルターで知事が認めたもの

○日常的に居室として利用する部屋に設置されるものに限る。

○設置に係る床下工事は補助対象。

知事が認める耐震シェルターの一覧 (令和7年4月10日時点)

No.	名称	会社名	最大耐力
1	木質耐震シェルター	株式会社 一条工務店	46t
2	レスキュールーム	有限会社 ヤマニヤマショウ	65t
3	剛建	有限会社 宮田鉄工	45t相当 (落下衝撃試験)
4	シェルキューブR	株式会社 デリス研究所	87t
5	パネル式耐震シェルター	SUS 株式会社	45t相当 (落下衝撃試験)
6	つみっくブロックシェルター	株式会社 つみっく	静止荷重であれば 100t以上
7	まもルーム	株式会社 カラフルコンテナ	鉛直保持力 約1200kN
8	命守 (いのちもり)	株式会社青ヒバの会ネットワーク	11.4t

上記以外のシェルターを使用したい場合は、事前にご相談ください。

補助額：設置費用に補助率を掛けたものと限度額を比較して、いずれか少ない額

	限度額	補助率
高齢者世帯等※	50万円	5/6
その他の世帯	40万円	2/3

※高齢者世帯等：65歳以上のみの世帯又は要介護者が居住する世帯等

・耐震シェルターの設置に係る基礎及び床補強工事は、補助対象となります。

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
(確認通知書の写し・固定資産評価証明書など)
4. ≪高齢者世帯等の場合≫
家族構成報告書・高齢者世帯等であることが確認できる書類の写し
5. 見積書の写し
6. 市税完納証明書(市民税課 手数料300円、3ヶ月以内に発行されたもの)
または同意書(様式第6号)
7. 工事概要が分かる図面(設置する部屋が分かる平面図等)
8. 耐震シェルター設置予定箇所の現況写真

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。



・設置工事に着工

設置工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 設置工事の施工前、施工中及び完了時の写真(原則、カラーで提出すること)

完了報告書が提出されると、設置工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

**・令和7年度の2月末までにシェルター設置工事を完了し、
完了報告の提出が必要です。**

※高齢者等世帯とは・・・

①65歳以上の者のみが居住する世帯

※事業完了までに65歳に達する者も含む

※15歳未満の者又は18歳未満で就学している者の同居を含む

②身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する世帯

③要介護者又は要支援者が居住する世帯

④療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が
居住する世帯